

## 御前崎市広告掲載要綱

(平成 23 年 10 月 17 日告示第 137 号)

改正 平成 25 年 3 月 29 日告示第 57 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、市の新たな財源を確保するとともに事業経費を縮減することにより、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、印刷物、ウェブページ、物品、建築物、工作物、土地その他の市の財産に広告を掲載し、又は掲出すること（以下「広告掲載」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の基準)

第 2 条 広告掲載をすることができる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、社会問題等についての主義主張に係るもの
- (4) 個人又は法人の名刺広告
- (5) 美観風致を害するおそれのあるもの
- (6) 公衆に不快の念を起こさせ、又は危害を及ぼすおそれのあるもの
- (7) 消費者被害の予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (8) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (9) その他市長が広告として不適當であると認めるもの

(広告掲載の優先順位)

第 3 条 広告掲載の希望が競合した場合における広告掲載の順位は、おおむね次に掲げる順序とする。

- (1) 国、地方公共団体、公共的団体その他これらに類する者
- (2) 市内に事業所を有する公益的事業を営む事業者
- (3) 市内に事業所を有する事業者。ただし、前号に掲げるものを除く。
- (4) 前 3 号に掲げる以外の者

(委員会の設置等)

第 4 条 広告媒体に掲載する広告の可否を審査するため、御前崎市広告審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会の委員長は、総務部長をもって充て、委員は、財政課長、商工観光課長及び社会教育課長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 委員長は、必要に応じ、第 2 項に定める委員のほか、広告媒体及び審査する内容に関連する事項を所管する所属の長を、臨時の委員として加えることができるものとする。

5 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(委員会の会議等)

第5条 委員会の会議(以下この条において「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、前条第2項に規定する委員会の構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員を会議に出席させることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部秘書政策課において処理する。

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月29日告示第57号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。